平成２９年（フ）第３４９５号
大阪市中央区材木町１番15―801号
破産者　北　　佑介
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７５号
大阪市大正区南恩加島２丁目３番21号福助ハイツ302号
破産者　ほぐし整体院こと　親川　和也
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３４号
京都府木津川市南加茂台５丁目５番地９、開始決定時大阪市住吉区長居東３丁目21番28―201号
破産者　千田　真弓
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１３号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番10号パークヒル鶴美303号室、申立時の住所大阪市鶴見区横堤１丁目11番横堤第２住宅１号棟906号
破産者　タカハラ工業こと　高原　浩憲
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２１号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目15番14―214号
破産者　藏満由佳里（旧姓伊達）
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９３号
大阪市旭区高殿２丁目18番13―906号
破産者　河上　　浩
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２７号
大阪市東成区東中本２―10―24リバーウエスト緑橋102号、住民票上の住所鳥取市古海718番地５
破産者　上田奈留美
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７８号
大阪市住吉区万代２丁目６番４―401号
破産者　太田　潤子（旧姓保井）
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８４号
大阪市浪速区戎本町１―７―24　プロシード難波ディオス704号室、住民票上の住所大阪市平野区加美東３丁目４番31号
破産者　松本　　聡
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２０号
大阪府吹田市垂水町１丁目31番22号（202）
破産者　ｓｕｒｆｉｎｉａこと　小林あゆみ（旧姓前田）
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４８号
大阪市旭区太子橋１丁目23番10号１Ｆ　101号室、住民票上の住所大阪市鶴見区焼野２丁目10番62号
破産者　兵後　　徹
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６４号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―1136号
破産者　アダムスアップルこと　松本　昌繁
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９７号
大阪府吹田市原町１丁目11番５号
破産者　岡本　節子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５８４号
大阪市西淀川区野里２丁目５番１号　サントノーレ　401号室
破産者　森井　照久
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０３号
大阪市此花区春日出北３丁目10番18号
破産者　金田　康成
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１２号
大阪市旭区高殿７丁目15番４―205号
破産者　川村　恭弘
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２７号
大阪府寝屋川市松屋町13番８―303号
破産者　塩田　康司
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９号
堺市中区陶器北2571番地１
破産者　今川　　仁
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係